

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

2021年9月15日

令和2年（行コ）第13号 年金支給基準引下違憲処分取消請求、年金支給基準引下違憲処分による年金支給差額等請求控訴事件

（原審：金沢地方裁判所平成27年（行ウ）第5号、平成29年（行ウ）第7号）

意見陳述

1 私は、今回の訴訟の控訴人の一人である吉田六郎です。

私は、1939年（昭和14年）12月6日生まれで、現在81歳9ヵ月です。

75歳の妻と二人で暮らしています。

私は、原審のときに裁判所で証言をしておりますが、その時よりもさらに生活は苦しくなっています。

2 まず、私の年金加入歴ですが、高校卒業後の19歳頃から21歳頃までの2年間、父の個人事業を手伝っていたときは年金に未加入でした。

その後、父が亡くなってしまい、私は食べていくためにやむなく自衛隊に入りました。自衛隊には21歳頃から26歳頃まで約5年間勤め、その間は国家公務員共済組合に加入していました。

26歳頃から40歳頃までは、複数のタクシー会社でタクシー運転手として勤務し、厚生年金に加入していました。

40歳頃から45歳頃までは、トラック運送会社でトラック運転手として働いていたのですが、この会社は厚生年金に未加入でしたので退職し、別の運送会社で勤務し、ここでは厚生年金に加入していました。

私は、このように約35年間、厚生年金、国家公務員共済の年金保険料を支払ってきました。

3 しかし、私の年金受給月額、現在、厚生年金が9万2170円、共済年金が

6050円、企業年金が3万9867円で、合計13万8087円しかありません。同居の妻が受給している年金は、国民年金の月額3万4134円だけです。

私の年金受給額と合わせると世帯での年金受給額は月額17万2221円です。これで夫婦二人の生活を賄うとなると、大変厳しいものがあります。

世帯支出についてですが、夫婦二人の月々の生活費としては、電気、ガス、水道、公営住宅の家賃など約9万4600円です。食費は切り詰めても約5万円は最低の出費となります。冬の間は、さらに暖房費が月額6000円程度かかります。

また、私も妻も病気を抱えているため、医療費の支出もあります。私は、糖尿病と心房細動不整脈の持病があり、毎月の薬代が、自己負担上限額いっぱいの約4000円かかります。妻は、突発性拡張型心筋症という指定難病に罹患しており、毎月の通院費と薬代が、自己負担上限額いっぱいの1万円かかります。

私は、車を持っていたので車の税金、保険料、ガソリン代、その他の維持費で年間13万4500円必要です。厳しい家計を圧迫しているため、この8月で車を手離しました。固定電話も解約しなくしました。

妻は持病があるにもかかわらず、昨年3月までは、パート労働をして収入を得ていました。そのため、昨年3月までは何とか家計は赤字にならずにすんでいました。しかし、昨年4月以降は年金だけで生活することになり、年金で支出のすべてを賄うことができず、預貯金を取り崩して生活しています。預貯金といってもわずかな金額しかありませんので、いつまで生きてゆけるのかと大変不安です。

日々の生活の中で、少しでも支出を抑えようと思うと、どうしても食事の内容を低価格のものに変え、食費を節約することになります。高齢者ほど、食のバランスが偏らないように、と言われるにもかかわらずです。

私は、ここ十数年間、ほとんど衣類の購入はしていません。その他に欲しいものがあったとしても、買いません。髪が伸びても理容室にも行かず、散髪は妻にしても

らっています。

年々、歳を重ねていくと同時に、支給される年金が下がる一方なので、大変な不安を抱え、節約に節約を重ねながら暮らしているのが現状です。

4 私たち夫婦は、生活保護を受給している夫婦世帯とほぼ同等の年金しか支給されていません。生活保護だと、かえって生活費に加えて住居費など色々な扶助があり、たとえ病気をしても医療費の心配はいりません。そのため、私たちも生活保護の申請をしてみたら、と言う人もいるくらいです。しかし、もし生活保護を受けるとなったら、扶養照会など兄弟や子ども達に迷惑を掛けたり、自分たちの生活について継続的に指導、干渉、調査されたりする不安も強く、生活保護を受給することは考えられません。

5 私は、きちんと35年間も年金保険料を支払ってきたのに、このような有様で、情けない気持ちになります。

原判決は、年金のみによって最低限度の生活を保障する制度設計にはなっていないなどと判断して、私たちの請求を棄却しました。私たちの主張が、ほとんど無視されたような判決であり、控訴せざるをえないものです。私たちの年金だけでは生活できない深刻な実態を、ひとりひとりの陳述書や年金受給者のアンケートで訴えてきましたが、裁判所には届いていないことに失望しています。

しかし、国民年金は、私たち国民の老後の最低生活保障をするためのものであるはずです。厚生年金も、仕事をしていた当時の生活を維持するためのものであるはずです。私は、親の事業の都合や会社の都合で年金保険料を支払えなかった時期を除いて、35年間にわたって厚生年金、国家公務員共済の年金保険料を真面目に支払い続けてきました。それなのに、今の年金額は、私の老後の最低生活の保障も、現役時代の生活維持もしてくれないのは、許せないことです。

そして、先ほど述べたとおり、私たちは生活保護を受けたくはありません。私たち高齢者の生活については、生活保護ではなく、年金によって確保されることを強く求めます。

私は、国に対して、日本国民である高齢者の生活を脅かす年金制度の一方向的改悪を止めよ、と言いたいです。そして、生活困窮者を生まないように、社会福祉制度、社会保障制度の改善、増進を強く求めます。国が、人類の多年の努力の結果国民が獲得した権利を侵すことは、許されません。国には、憲法を尊重し擁護して、社会権の破壊を止めるよう訴えます。

裁判所には、私たちの年金だけでは生活できない深刻な実態や、日本国民の生きる道しるべをしっかりと守る法の番人として、正義を貫いてほしいと思っています。

以 上